

令和2年9月16日
中小企業庁企画課

「事業継続力強化計画作成指針（案）」
に関する意見募集の結果について

「事業継続力強化計画作成指針（案）」について、令和2年7月29日（水）から8月27日（木）まで、広く国民の皆様からの御意見を募集した結果、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する中小企業庁の考え方を別紙1のとおりまとめましたので公表いたします。

また、7月29日にパブリックコメントに付した後、別紙2のとおり条文案に技術的修正を施しましたので、公表いたします。

今後とも、中小企業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の概要	御意見に対する中小企業庁の考え方
1	「事業継続力強化作成指針」の第1ニイ(1)④で定める「顧客への対応方法」につき、「マスクの着用を義務づける等の取組が考えられる」と定めているが、感染症防止策は、マスクに限定する必要はなく、フェイスシールドも考えられるため、「マスク等の着用を義務づける等への取組が考えられる」に改めるべき。	御指摘いただきました「顧客への対応方法」については、「マスクの着用を義務づける等の取組」と改めており、「等」において「フェイスシールドの着用を義務づける取組」を含んでいると考えております。

※その他、今回パブリックコメントに付していない「事業継続力強化計画策定の手引き」の改正に関しても複数の御意見が寄せられましたので、御指摘として承ります。

該当部分	修正内容
制定文	「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、及び」を追加しました。
大臣名	「梶山 弘志」を追加しました。
6 頁 3 行目（改正後）	「さらには」を「さらに」に修正しました。
7 頁 10 行目（改正後）	「外部インフラの途絶」を「電気等の外部インフラの途絶」に修正しました。
15 頁 3 行目（改正後）	「自社社員」を「従業員」に修正しました。
28 頁 6 行目（改正後）	「所有する」を「使用する」に修正しました。
附則	「法律（令和二年法律第 号）」を削除しました。